

# 組合だより

第 8 7 号

7月21日  
2005年

発行所  
**岡山大学職員組合**  
〒700-8530 岡山市津島中2-1-1  
電話 086-252-1111 (代)  
(内線) 7168  
直通・FAX 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/> メールアドレス [ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp](mailto:ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp)



2005年度定期大会・法文20番教室にて

2005年度定期大会開催される

## 新年度方針・役員決定

2005年6月27日(月)午後6時から8時まで、文学部会議室で岡山大学職員組合定期大会が開かれ、昨年度の活動の報告と、今後の活動方針についての議論が交わされました。出席者は、出席者は、代議員20人(委任状は26人分)、執行部14人の計34人でした。

本年度の定期大会では、労働組合としての初めての団体交渉や、法人化後初の学長選に対する取り組みなど、多くの活動についての報告と議論が交わされ、新年度方針の採択と、新執行委員の選出が行われました。

団体交渉に関しては、寒冷地手当廃止に関する団体交渉、常勤職員の労働時間、非常勤職員問題、附属学園問題等に関する団体交渉を行い、その結果、附属学園に関して産前休暇が「6週間」から「8週間」へと就業規則が変更されたことが報告されました。

学長選挙に対する取り組みについては、組合が音頭をとって、約100名の教職員が参加して学長候補者と語る会を開催し候補者と熱い議論を交わしたこ

とが報告されました。さらに、学長選挙の理念、ルールが便宜的だったのではないかとの疑問のもとに、「今回の学長選挙にかんする岡山大学職員組合執行委員会の見解」を組合だより86号に発表したことが報告されました。

2005年度の活動方針については、2004年度の活動をさらに発展させるとともに、規約改正や、老朽化している組合事務所の移転、岡山大学で開催される中四国教職員研究集会(中四教研)について新たに精力的に取り組むことが示されました。また、今回の大会では、普段お会いする機会がほとんどない附属学園の教職員や、病院の看護師の方より、生の声を聞かせていただきました。附属学園の教員からは、病気休職の教職員の穴埋め体制の不備や、教職員の心のケアなど、現在附属学園が抱える問題について報告されました。看護師の方は、休憩時間減少と職員数減少に伴う過重労働で、いつ事故が起こるかもしれないような状況であると述べられました。

最後に、新委員長の挨拶と、本年度中に退職される書記の挨拶がありました。

# 河野先生お疲れさまでした

## 職員組合委員長ら学長に花束を贈る 学長退任後の抱負を語る

河野伊一郎先生は、6月13日付けで、6年間の長きにわたり勤めてこられた岡山大学学長を退任されました。ご退任にあたり、6月8日、岡山大学職員組合委員長以下4名が学長室にお別れの挨拶にうかがいました。花束贈呈と記念撮影の後、少し懇談を行いました。

その中で河野先生は、在任期間に多くの建物改修が行われたことを振り返られました。また、退任後はこれまでの学長としての多くの経験と



組合から花束を贈呈

人脈を生かし、ボランティアの岡山大学特別顧問（河野先生いわく「岡山大学応援団長」）として、求められれば大学運営についてのアドバイスをしたいと話されました。

### 座標軸

オリンピック開催地を射止めて喜びに沸くロンドンは一転してテロ攻撃を受け、混乱と動揺の中に転落した。目に見えぬ敵のテロ攻撃に怯える先進諸国。これが、米ソ冷戦構造の後に来た、現在の世界の構造なのだろうか。ソ連の影響を受ける途上国被抑圧層に対抗するため、もともとアメリカが育成しようとしたアルカイダなどの対抗勢力が、今やアメリカに牙をむいてテロ攻撃をかける。むろんその標的は、アメリカだけではない。日本だっていつ標的にされるか分からない。アメリカを頂点とする「自由」を原理とする国々と、イスラム的な原

理」によると思われる集団との間の終わりのない闘いの様相が生まれつつある。私たちは、イスラム的な原理について、ほとんど何も知らない。外側から、生活を規制する厳しい戒律や、被差別的な女性の地位さなどがかいま見るばかりである。そうしたものがその原理から派生して来るとなると、私はイスラム的原理に懐疑的たらざるを得ない。だが、ひるがえって、ブッシュ「ブレア」小泉流の「自由」にも、私は大いに疑問を抱く。今世界が有無をいわさず巻き込まれようとしている対立は、かつての冷戦構造にもまして深刻な対立であるばかりでなく、さらに厄介で、希望のない対立構造である。こうした対立構造を抜け出して、自由な金儲け主義でもなく、差別を正当化する規律主義でもない、節度ある自由や、恵まれない人々への優しい眼差しをベースとするような社会へと、抜け出したいと思うのは、私だけであろうか。それは、白昼夢にも近い願望なのかもしれないが、それを現実化するために人類3000年の英知を集めたい。

(い)

# 第16回中四国教職員研究集会 学長選問題・非常勤職員問題について 報告し大いに反響を呼ぶ

6月4～5日、徳島大学において第16回中四国教職員研究集会が開催され、約50名が参加しました。岡山大学職員組合からは6名参加し、中富委員長より学長選問題と、矢田組合員より非常勤職員問題の2つの報告を行いました。



基調講演の佐藤氏（広島大委員長）

基調講演として、広島大学教職員組合委員長の佐藤清隆氏の講演がありました。佐藤氏は、法人化一年を過ぎた今、大学は今まで経験したことのない文字通り未曾有の危機にあるとし、教職員組合活動の活性化なしにはその危機を打

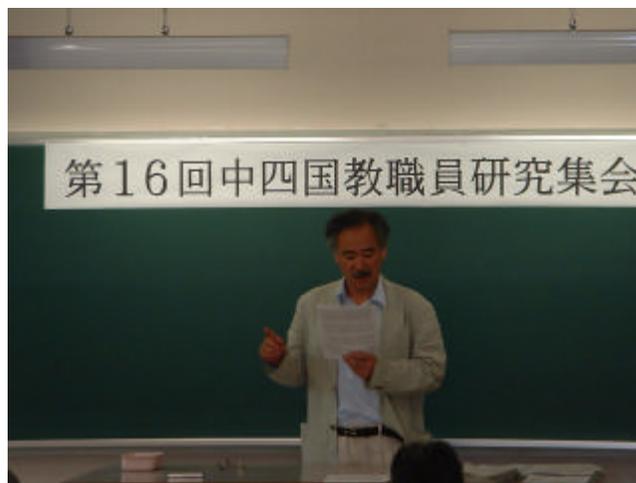
破できないと述べました。特に、過重労働と残業代不払い問題については徹底的に取り組みが必要があるとなりました。

各大学職組からの報告は、分科会に分けず全て一会場で行われ、非常に盛りだくさんでした。

そこでは、労働問題、大学財政、教職員評価、学長選挙方式など、法人化後の大学が抱えている様々な問題が報告され議論されました。また、組合事務所への税務署立ち入り問題についての報告や、組合組織のあり方についての議論もなされました。

中でも印象に残った報告は、愛媛大学で全職員について産前休暇6週間から8週間への延長

が交渉により認められたことや、徳島大学や島根大学において職場の実態や組合活動に対する大々的なアンケートが行われ



たことでした。このような取り組みは、私たち岡山大学職員組合におけるこれからの活動の参考となり、励みとなるものです。



懇親会での各大学職組の紹介コーナーでは、私たち岡山大学職員組合は自己紹介のあと恒例の合唱披露を行い拍手喝采を浴びました。

今回の教研集会で感じたことは、大学の現状についての強い危機感を反映してか、いつになく活発な議論が交わされたことでした。大学間で多くの共通した問題があることから、それらへの取り組み方についての情報交換と議論が、今後ますます重要になることを強く認識させられました。



## 期待される人権相談「ユニオン」

人権部が担当弁護士と会合 副委員長(人権部担当) 中富公一

人権相談ユニオンは、これまで組合員をはじめ多くの教職員が利用しています。プライバシー保護のため具体的には報告できませんが、その中には、組合として取り上げ、大学当局に対応を求めた事件もあります。

しかし、プライバシーの保護が求められるため、弁護士、人権部委員、連合体執行部の役割分担などについて了解が充分でない場面もありました。そこで、この三者による会談が切望され、七月六日、ようやく三者の会合を持つことが出来ました。

そこでは、これまで相談を受けた事件の中から、職員組合として、あるいは人権委員会として大学当局に対応を求めた事件を素材に、三者の関係のあり方について話し合いました。

組合が取り上げた大きな事件として、セクハラ委員会に人権委員会から再調査を要請した事例、外国人問題について執行委員会として対応を要望し当局から回答を引き出した事例、非常勤問題を

について本人が岡山労働局に労使紛争斡旋の申し出を行ったり(組合だより73号参照)、岡大の苦情処理委員会に訴えた事例(84号参照)などがあります。また、現在相談されている事例についてどのように対応すべきかなどについても話し合いました。

話し合いのなかで、改めて人権相談の必要性が確認されました。そして、もっと利用してもらいたくめが必要か、また、現在、毎月1回土曜日に行われる法律相談を、適宜、弁護士事務所でも行えるようにすることなどについても話し合いました。

丁度、中国残留孤児に関する大阪地裁判決が出た日でもあり、弁護士さんはそちらの勉強会が終わってかけつけるなど、熱気の中で会合が行われましたが、おいしいビールを飲みながら和気藹々とする有意義な会合を持つことができました。

これからのユニオンの活動に、さらなるご理解、ご注目をお願いします。

§§§§§§§§

さんぼみち

梅雨の晴れ間であるが、気温はあまり高くない。スーパ―を後にして弁護士会館まで1キロ足らずの道である。何とか汗をかかないで、たどり着けそうだ。時間は、まだ十分ある。遅刻することは無い。ともすれば、速くなりがちな歩調をおさえ、私はゆっくりと歩いた。

待ち受けていたニユースは、ひどく悪いニユースとあまりに悲しいニユースだった。

その日の午前10時すぎ、大阪地裁は、中国残留孤児の国家賠償訴訟に対して、訴えを退けたのだった。

2500人あまりの永住帰国者の8割までが、全国15箇所ですべて訴訟を起こし、マスコミや世論も、その訴えに追い風を送っていた。原告や支える会なども熱心に署名活動を展開した。原告に暖かい判決を期待する雰囲気もあつた。

ニユースは、私の甘い観測に冷水を浴びせた。それに追い打つたのが、岡山の原告団副団長のYさんが交通事故で昨日死亡されたという知らせであつた。

64歳だった。

口頭弁論では、落神さんが原告席で、その悲しく辛い半生を語った。三度目の養母から、童養せき(幼い嫁。実質婢女。親が強制的に息子といっしょにさせる)として4度目の養父母のもとに売られる。嫌な結婚、姑の残酷ないじめ、学校はわずか1カ月で、漢字は読めない。

日本への帰国が夢であつたが、それが叶つたのは、やっと54歳のこと。4カ月の講習では、言葉の壁はあまりにも厚く、肉親(叔母、従兄弟)とのコミュニケーションも不自由なまま厳しい生活が今も続いている。今年68歳。岡山では、勝たせてくださいとの最後の訴えに私は涙を流していた。

夢に見た故国の街に  
みぞれ降る (k)

## 編集後記

岡山大学職員組合の新しい年が始まりました。昨年度は、はじめの団体交渉や、学長選への取り組みなどに戸惑いながらも、組合らしい活動ができたと思っております。今年度は、新執行委員のもと、さらなる盛り上がり期待されます。(む)